

〔 説 明 〕	
<b>花巻市パブリックコメント制度に関する指針</b>  平成19年2月9日庁議決定 平成23年7月6日一部改正 平成29年7月6日一部改正 令和3年4月1日一部改正 令和6年4月1日一部改正	▼ パブリックコメントとは、欧米で広く実施され、計画等の立案の時から市民の声を取り入れていくルールを決めたもので、国では平成11年4月「国民意見提出手続制度」として導入し全庁で実施しています。 ▼ 旧花巻市においては、平成15年4月1日に「花巻市パブリックコメント制度に関する指針」を制定し、取り組んできました。
<b>第1 目的</b> この指針は、花巻市まちづくり基本条例(平成20年花巻市条例第24号)第13条、花巻市市民参画条例(令和5年花巻市条例第34条)第9条及び花巻市市民参画条例施行規則(令和5年花巻市規則28号)に基づき、パブリックコメント制度に関して必要な事項を定めることを目的とする。	▼ この指針は、花巻市まちづくり基本条例第13条第1項第2号、花巻市市民参画条例(令和5年花巻市条例第34条)第9条及び花巻市市民参画条例施行規則(令和5年花巻市規則28号)に規定するパブリックコメント(意思決定過程で必要な情報を公表し、市民に意見を求め、これを考慮して意思決定すること)に関して、必要な事項を定めるものです。
<b>第2 定義</b>  この指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) パブリックコメント制度 市の政策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を市民に公表し、これらについて提出された市民等の意見を考慮して意思決定を行う仕組みをいう。 (2) 意思決定 状況に応じて市長決裁又は実施機関の長の決裁により行う。 (3) 実施機関 パブリックコメント制度を実施する市の機関をいう。 (4) 市民等 次に掲げるものをいう。 ア、市内に住所を有する者 イ、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 エ、市内に存する学校に在学する者 オ、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有するもの (5) 計画等の決定 議会の議決又は国若しくは県等の同意若しくは承認が必要なものについては、議決又は同意若しくは承認のときとし、その他については、意思決定のときとする。	▼ 「パブリックコメント」という用語については、平成11年からの国での実施以来、一般に呼称が定着していることから使用するものです。  ▼ 「実施機関」については、議決機関である議会を除いた市の全ての機関が対象となります。  ▼ 「市民等」の範囲については、市がその行政活動について説明責任を有する市民等を対象としています。また、「市政への参画促進」の考え方からも、参画を積極的に求めるべき範囲を明確にしておく必要から、市民等の範囲を規定しています。「利害関係を有するもの」とは、市内に拠点となる事業所や事務所がなくとも、建築や開発行為など市内でさまざまな事業活動を営む事業者や、福祉や環境などさまざまな分野でボランティア活動や公益活動をしている団体などを想定しています。
<b>第3 実施時期等</b>  1 実施機関は、この制度の対象となる計画等の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前にその案を公表し、市民等の意見を求めるものとする。  2 公表の際には、計画等の趣旨及び目的等についての説明を加えるものとし、関連資料も併せて公表するなど、市民等が計画等の案の内容について十分理解できるよう留意するものとする。	▼ 第1項では、計画等の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前にその案を公表し、市民等の意見を求めることとしています。  ▼ 第2項では、計画等の趣旨や目的等についての説明、関連資料(根拠法令、上位計画、背景、趣旨・目的、経費の概要等)も公表するなど、市民等が計画等の案の内容について十分理解できるよう留意することになります。
<b>第4 実施の周知及び公表の方法等</b>  1 パブリックコメントを実施する際は、広報はなまき、市のホームページ、SNSに掲載するほか、必要に応じて次の方法を活用し十分な周知に努めるものとする。ただし、特定の地域を対象としたものについては、広報はなまきでの周知が難しいため、特定地域内への全戸配布など、効果的な方法により周知するものとする。 (1) コミュニティFM放送、有線放送 (2) 報道機関への発表 (3) 担当部署及び総合支所や振興センターなど市民が多く利用する施設への資料の備えつけ (4) その他適当と認める方法  2 計画等の案を公表するときは、その案と関係資料及び関係する情報(以下「案等」という。)を総合政策部総務課、総合支所地域振興課、振興センター及び図書館等多くの市民が利用する施設に備えつけるとともに、市のホームページに掲載しなければならない。  3 案等を作成するときは、表紙に案件名、実施期間、意見の提出先、担当部署等を明記するなど、分かりやすい表示に努めるものとする。	▼ 第1項第4号の「その他適当と認める方法」は、印刷物の配付等が考えられますが、閲覧と広報掲載を基本とし、紙資源の保護や配付に伴う行政区への負担を考慮してなるべくチラシ配付はしない方向です。  ▼ 第2項の公表場所は、総合政策部総務課、総合支所地域振興課、振興センター、図書館、まなび学園、保健センター等のほか、なほんプラザ、ぶらっと花巻など、多くの市民が利用する施設を念頭に備え付けることとします(体育施設は除きます)。  ▼ 案等を綴るファイルの表紙や背表紙に案件名、実施期間、意見の提出先、担当部署等を明記するほか、案等の設置場所を工夫するなどわかりやすい表示方法に努めます。
<b>第5 意見の提出期間</b>  意見の提出期間は、原則として30日以上とし、案等の公表時に提出期限を明示するものとする。	▼ 意見の提出期間は、計画等の案の周知期間や意見提出の準備期間を考慮し、30日以上としましたが、具体的には実施機関が案件に応じて適宜定めるものとします。

<p>第6 意見の提出方法</p> <p>1 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他適当と認められる方法とするものとする。</p> <p>2 意見を提出する者は、住所、氏名(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名とする。)その他必要な事項を記載するものとする。</p>	<p>▼ 多くの市民等から意見等の提出を受けるため、できるだけ多様な意見提出方法を用い、案等の公表時に明示するものとします。</p> <p>▼ 第1項の「その他適当と認められる方法」としては、実施機関が指定する場所への書面提出が想定されます。</p> <p>▼ 意見の提出方法は、提出された意見を正確に把握するとともに、記録として保存するためにも、原則として文書又は電磁的記録として残る方法により、電話、口頭によるものは、除外するものとします。</p> <p>▼ 第2項では、提出された意見に対する責任の所在を明らかにするため、また、意見の内容を改めて確認をする必要な場合も想定されるため、意見提出者に住所、氏名その他必要な事項の明示を求めますが、その住所、氏名等は公表しません。</p> <p>▽その他必要な事項としては、電話番号、電子メールのアドレス、利害関係者の場合はそれを証する書面・・・などが考えられます。</p>
<p>第7 意見の処理</p> <p>1 実施機関は、提出された意見を考慮して意思決定を行うものとする。</p> <p>2 実施機関は、提出された意見に対する考え方を取りまとめ、提出された意見と併せて公表するものとする。</p> <p>3 実施機関は、提出された意見を考慮して、公表した案等を修正して意思決定を行ったときは、その修正の内容及び理由を公表するものとする。</p> <p>4 前2項の規定による公表は、計画等の決定の時までに行うものとする。</p> <p>5 提出された意見が、花巻市情報公開条例(平成18年花巻市条例第19号)第7条に規定する非開示情報に該当するおそれのある情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。</p> <p>6 第2項及び第3項に規定する公表をするときは、市のホームページに掲載するほか、必要に応じてその他適当と認める方法を活用するものとする。</p>	<p>▼ 提出された意見を考慮して意思決定を行い、提出された意見に対する考え方を取りまとめ、提出された意見と併せて公表します。公表は、計画等の決定の時までに行います。</p> <p>▼ 第5項では、提出された意見に、個人情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができるとしています。</p> <p>▼ 提出された意見に対する考え方や、意見を考慮して計画等を修正したときは、市のホームページに掲載の他、総合政策部総務課等に備えつけるなどの方法を必要に応じて活用して公表します。</p>
<p>第8 実施状況の公表</p> <p>市長は、定期的に各実施機関におけるパブリックコメントの実施状況を取りまとめ、公表するものとする。</p>	<p>▼ パブリックコメントの実施状況は、市ホームページにおいて随時公表します。</p>
<p>第9 その他</p> <p>この指針に定めるもののほか、パブリックコメントの実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>▼ パブリックコメントの実施に関し必要な事項として別に定めると想定されるものには、第4 その他適当と認める方法(印刷物配付など)、第6 その他の意見の提出方法(実施機関が指定する場所への書面の提出、説明会の場合の意見提出)、第8パブリックコメントの実施状況、公表する場所、資料を備えつける場所等があります。</p>
<p>第10 実施期日</p> <p>この指針は、平成19年2月9日から実施する。</p>	
<p>第11 経過措置</p> <p>この指針実施前に、既に立案段階にあるものについては、可能な限り、この指針に基づき手続きを行うものとする。</p>	<p>この指針実施時に、既に立案段階にある計画等については、可能な限り、この指針に基づき手続きを実施するよう努めます。</p>